

○厚生労働省告示第百九十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第百二十七号を第百二十九号とし、第百十三号から第百二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第百十二号を第百十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十四 モガムリズマブ及びその製剤

第百十一号を第百十二号とし、第五十一号から第百十号までを一号ずつ繰り下げ、第五十号の次に次の一号を加える。

五十一 三―「（一R）――（二・六―ジクロロ―三―フルオロフェニル）エトキシ」―五―「一―（ピペリジン―四―イル）―一H―ピラゾール―四―イル」ピリジン―二―アミン（別名クリゾチニブ）及びその製剤